

平成22年度

容器包装リサイクル法に基づく
紙製・プラスチック製容器の再商品化実施状況
に関する調査報告書

平成23年2月

社団法人 日本印刷産業連合会

1 調査目的

平成20年4月より容器包装リサイクル法は改正された後完全施行となった。印刷産業にとっても密接に関連する法律の一つであり、今後の動向に注視するとともに積極的に対処していく必要がある。

そこで、印刷産業における容器包装リサイクル法に対する意向・要望の集約、印刷産業界に密接に関連する紙製容器包装及びプラスチック製容器包装を中心としたより正確な数量等の基礎データの充実を図るべく、アンケート調査を実施し取りまとめた。

2 調査結果

日本印刷産業連合会の傘下の団体に加盟している印刷会社における再商品化義務量は、紙製容器710t、PETボトル20t、その他プラスチック製容器6,825t、その他容器1tとなっている。また、指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）との再商品化委託料金は、紙製容器が約1,139万円、PETボトルが約9万円、その他プラスチック製容器が約3億6,310万円で、総計が約3億7,458万円となっている。ただし、この数値は本アンケート調査より求めたものであり、日本印刷産業連合会の傘下の団体に加盟している全印刷会社を考えた場合、これが最低値として捉えることができる。

平成22年度の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会における特定事業者からの受託量（計画数量）から、製造事業者における特定容器の再商品化義務量は紙製容器が928t、その他プラスチック製容器が28,979tと推計され、日本印刷産業連合会の傘下の団体に加盟している印刷会社の占める割合は各々76.5%、23.6%と推計される。

なお、日印産連傘下団体へ加盟し本アンケート調査に回答のあった印刷会社における22年度の特定期間包装の製造量については、紙製容器51万t程度、その他プラスチック製24万t程度が見込まれる。経年変化では、紙製容器及びその他プラスチック製の横ばい状態が見て取れる。

3Rに向けた顧客（ブランドオーナーやメーカー等）からの指示等については、「薄肉化・軽量化」38件、「簡素化」22件、「易リサイクル化」及び「リサイクル推進」19件の順で多くなっている。

3 調査の詳細事項

3.1 調査内容

紙製容器包装及びプラスチック製容器包装をはじめとした容器包装に関する各種データで下記に示す内容を把握する。

- 1) 特定事業者の状況
 - ・ 主要な企業の名称及び加盟団体
- 2) 再商品化義務量
 - ・ 製品納入先の業種別数量（8業種）
- 3) 指定法人との契約状況
 - ・ 契約量
 - ・ 契約金額
- 4) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）への指示等
 - ・ 顧客（ブランドオーナーやメーカー等）からの問合せ・指示等の有無・具体的内容
- 5) 意見・要望
 - ・ 容器包装リサイクル法・業界団体等への意見・要望

3.2 調査対象期間

各種データは、平成22年度分を対象として調査する。

3.3 調査方法

以下の団体より紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等に関連すると考えられる企業をリストアップしてもらい、その企業に対してアンケート調査を実施しその結果を解析する。なお、アンケート調査は社団法人日本印刷産業連合会の傘下の団体に加盟している企業を対象として実施した。

【 関連業界団体 】

- ・ 全国グラビア協同組合連合会
- ・ 印刷工業会
- ・ 全日本印刷工業組合連合会

3.4 アンケート発送・回収状況

アンケート票の発送・回収状況は以下のとおり。

| 団体名 | 発送数(社) | 回収数(社) | 回収率(%) |
|---------------|--------|--------|--------|
| 全国グラビア協同組合連合会 | 164 | 70 | 42.7 |
| 印刷工業会 | 89 | 46 | 51.7 |
| 全日本印刷工業組合連合会 | 196 | 71 | 36.2 |
| 合計 | 449 | 187 | 41.6 |

3.5 アンケート集計結果

(1) 特定事業者の状況

a) 特定事業者

再商品化義務を負う特定事業者は97社で、各団体の詳細は以下のとおり。

(単位：社)

| 団体名 | 回答数 | 該当する | 該当しない | 不明 |
|---------------|-----|------|-------|----|
| 全国グラビア協同組合連合会 | 70 | 32 | 37 | 1 |
| 印刷工業会 | 46 | 24 | 22 | 0 |
| 全日本印刷工業組合連合会 | 71 | 41 | 29 | 1 |
| 合計 | 187 | 97 | 88 | 2 |

b) 特定事業者に該当しない理由

該当しない88社のうち60社が容器包装を製造していない。

容器包装を製造している28社の中で該当しない理由として多いものは、「容器包装メーカーからの受注」が20社、「従業員数が少ない」が5社、「総売上高が小さい」が4社の順となっている。

(単位：社)

| 業界団体 | 該当しない 企業数 | 容器包装 製造の有無 | 対象 企業数 | 該当しない理由 | | | | | 合計 |
|-------|--------------|---------------|-----------|---------|-----|------|-----|-----|----|
| | | | | 従業員 | 売上高 | メカ指示 | 業務用 | その他 | |
| グラビア | 37 | なし | 18 | | | | | | |
| | | あり | 19 | 4 | 2 | 15 | 2 | 2 | 25 |
| 印刷工業会 | 22 | なし | 21 | | | | | | |
| | | あり | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 全印工連 | 29 | なし | 21 | | | | | | |
| | | あり | 8 | 1 | 2 | 4 | 1 | 2 | 10 |
| 全体 | 88 | なし | 60 | | | | | | |
| | | あり | 28 | 5 | 4 | 20 | 3 | 4 | 36 |

※該当しない理由は複数回答の場合があり、その合計と対象企業数とは一致しない。

(2) 再商品化義務量

再商品化義務量は、紙製 710 t (67 社)、PET ボトル 20 t (2 社)、その他プラスチック製 6,825 t (60 社)、その他容器 1 t (1 社) となっている。

印刷工業会に所属する事業者における再商品化義務量は、紙製 685 t (全体の 96.5%)、PET ボトル 20 t (全体の 100%)、その他プラスチック製 6,001 t (全体の 87.9%)、その他容器 1 t (全体の 100%) で、他の 2 団体に所属する事業者の総量を大きく上回っている。

納入業種区分別では、紙製及びその他プラスチック製は共に食品製造業向けが最も多く、それぞれ 58.0%、77.5%となっている。

| 再商品化義務量 (t/年) | グラビア (32社/70社) | | 印刷工業会 (24社/46社) | | | |
|------------------|----------------|---------|-----------------|---------|-------|-------|
| | 紙製 | プラスチック製 | 紙製 | プラスチック製 | | その他容器 |
| | | その他プラ | | PETボトル | その他プラ | |
| | 8社 | 31社 | 19社 | 2社 | 16社 | 1社 |
| 食料品製造業 | 1 | 704 | 399 | 1 | 4,543 | 0 |
| 清涼飲料等製造業 | | 22 | 52 | 14 | 168 | |
| 酒類製造業 | 0 | | 65 | 5 | 7 | |
| 石鹼・塗料等製造業 | | 1 | 93 | | 721 | |
| 医薬品製造業 | | 0 | 2 | | 46 | |
| 化粧品等製造業 | | 1 | 34 | | 426 | |
| 小売業 | 0 | 7 | 10 | | 16 | |
| その他製造業 | 0 | 19 | 29 | | 73 | 0 |
| 合計 | 1 | 755 | 685 | 20 | 6,001 | 1 |

| | | | | | | |
|------------|----|--------|--------|----|---------|---|
| 委託料金(千円/年) | 13 | 40,132 | 10,978 | 86 | 319,300 | 3 |
|------------|----|--------|--------|----|---------|---|

| 再商品化義務量 (t/年) | 全印工連 (41社/71社) | | 全体 (97社/187社) | | | |
|------------------|----------------|---------|---------------|---------|-------|-------|
| | 紙製 | プラスチック製 | 紙製 | プラスチック製 | | その他容器 |
| | | その他プラ | | PETボトル | その他プラ | |
| | 40社 | 13社 | 67社 | 2社 | 60社 | 1社 |
| 食料品製造業 | 12 | 45 | 412 | 1 | 5,292 | 0 |
| 清涼飲料等製造業 | 0 | 0 | 52 | 14 | 191 | |
| 酒類製造業 | 2 | 0 | 67 | 5 | 7 | |
| 石鹼・塗料等製造業 | 0 | 0 | 93 | | 722 | |
| 医薬品製造業 | 2 | 1 | 5 | | 47 | |
| 化粧品等製造業 | 3 | 22 | 38 | | 450 | |
| 小売業 | 0 | 0 | 10 | | 23 | |
| その他製造業 | 4 | 0 | 34 | | 93 | 0 |
| 合計 | 24 | 69 | 710 | 20 | 6,825 | 1 |

| | | | | | | |
|------------|-----|-------|--------|----|---------|---|
| 委託料金(千円/年) | 398 | 3,676 | 11,389 | 86 | 363,108 | 3 |
|------------|-----|-------|--------|----|---------|---|

※ 数字の未記入部分は報告がない(数量0 t)ことを示し、「0」が記入されている部分は1 t未満を示す。

合計値のみの報告或は1 t未満は四捨五入している関係で、項目ごとの集計値と合計値が必ずしも一致しない。

(3) 指定法人(公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会)との契約状況(再商品化委託料金)

再商品化委託料金は、紙製が約 1,139 万円、PET ボトルが約 9 万円、その他プラスチック製が約 3 億 6,310 万円で、総計が約 3 億 7,458 万円となっている。【前記表参照】

(4) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)への指示等

顧客(ブランドオーナーやメーカー等)からの問合せや指示等については以下に示すとおりで、「薄肉化・軽量化」38件、「簡素化」22件、「易リサイクル化」及び「リサイクル推進」19件の順で回答が多くなっている。

なお、具体的な数値や内容等について指示のあった事例(抜粋)は次ページに記載する。

| | 容器包装 製造区分 | リデュース | | | リユース | リサイクル | | | その他 |
|-------|--------------|-------------|-----|--------|------|---------|----------------|-------------|-----|
| | | 軽量化・ 薄肉化 | 簡素化 | コンパクト化 | | 易リサイクル化 | リサイクル素材 の利用 | リサイクル 推進 | |
| グラビア | 製造 | 10 | 4 | 1 | 4 | 2 | 3 | 3 | 1 |
| | 非製造 | 4 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 4 | 1 |
| | 計 | 14 | 5 | 2 | 4 | 4 | 5 | 7 | 2 |
| 印刷工業会 | 製造 | 8 | 6 | 4 | 2 | 8 | 5 | 5 | 5 |
| | 非製造 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 計 | 9 | 7 | 5 | 3 | 9 | 5 | 6 | 5 |
| 全印工連 | 製造 | 9 | 5 | 3 | 3 | 5 | 2 | 5 | 5 |
| | 非製造 | 6 | 5 | 1 | 2 | 1 | 5 | 1 | 0 |
| | 計 | 15 | 10 | 4 | 5 | 6 | 7 | 6 | 5 |
| 計 | 製造 | 27 | 15 | 8 | 9 | 15 | 10 | 13 | 11 |
| | 非製造 | 11 | 7 | 3 | 3 | 4 | 7 | 6 | 1 |
| | 計 | 38 | 22 | 11 | 12 | 19 | 17 | 19 | 12 |

(5) 意見・要望

意見・要望では、「法律の有効性に疑問を感じる」が39件、「受託・委託の関係が不明確」が27件、「契約金額の妥当性」26件、「自治体における積極的な対応が必要」25件の順で多くなっている。

| | 容器包装 製造区分 | 法律の 有効性 | 受託・委託 関係不明確 | 義務量係数 見直し | 契約金額 の妥当性 | 情報公開 不十分 | 自治体の 積極的対応 |
|-------|--------------|------------|----------------|--------------|--------------|-------------|---------------|
| グラビア | 製造 | 12 | 8 | 2 | 8 | 8 | 6 |
| | 非製造 | 3 | 5 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| | 計 | 15 | 13 | 2 | 8 | 9 | 9 |
| 印刷工業会 | 製造 | 8 | 3 | 3 | 8 | 5 | 5 |
| | 非製造 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| | 計 | 10 | 4 | 3 | 10 | 6 | 6 |
| 全印工連 | 製造 | 9 | 7 | 3 | 6 | 7 | 7 |
| | 非製造 | 5 | 3 | 0 | 2 | 0 | 3 |
| | 計 | 14 | 10 | 3 | 8 | 7 | 10 |
| 計 | 製造 | 29 | 18 | 8 | 22 | 20 | 18 |
| | 非製造 | 10 | 9 | 0 | 4 | 2 | 7 |
| | 計 | 39 | 27 | 8 | 26 | 22 | 25 |

3 R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する具体的事例(抜粋)

| 取組み内容 | 対象 | 具体的事例(主な内容を記載) |
|-------------------|---|---|
| ◆リデュース | | |
| 軽量化・薄肉化 | プラ | トレーの肉厚(18 μ m \rightarrow 15 μ m)、トレーの肉厚(削減率13.3%、質量21g/n μ 減量) |
| | | フィルム厚みの変更(50 μ m \rightarrow 40 μ m)、フィルム厚みの変更(30 μ m \rightarrow 25 μ m) |
| | | OPP30 μ m \rightarrow 20 μ mの変更(OPP20/VMPET/OPP20) |
| | | 軟包装の接着層の薄肉化(15%) |
| | | 飲料用容器(プラスチックカップ、ボトル)の軽量化(17%~) |
| | | 冷凍食品向け包装材料におけるシーラントのゲージダウン(10%) |
| | | プラボトル+シュリンク包装 \rightarrow チャック付きスタンディングパウチ(74%樹脂削減) |
| | | PET透明蒸着フィルム開発による3層構成から2層構成への変更に伴う軽量化 |
| | | PPシート、PE樹脂等のゲージダウンによる樹脂使用量の削減 |
| | | PE袋、プラスチック製容器の薄肉化、軽量化 |
| | 設計上において使用フィルムの薄肉化を提案(試験の実施) | |
| | 樹脂の厚みを薄くした(ラミネート)製品 | |
| | 紙 | 50g/n μ の坪量削減 |
| | | 崇高紙の使用(15%) |
| | | 板紙の坪量を1ランク減 |
| 紙製容器包装、紙器の板紙坪量の低減 | | |
| 別寸抄造紙による余白面積極少化 | | |
| プラ・紙 | アルミ箔薄肉化(削減率14.3%、重量2.71g/n μ 減量) | |
| | 層構成変更、工夫による軽量化、薄肉化 | |
| | 新素材の提案による薄肉化 | |
| 簡素化 | プラ | 菓子パン等5~8個入り商品の内トレー廃止(ピロー包装のみ) |
| | | 冷凍食品の内装トレー廃止 |
| | 紙 | ギフト箱で身仕切の一体化(16~22%減量化) |
| | | 外装クラフト梱包材の廃止(一部製品のみ) |
| | | レトルト食品の外装紙カーターの廃止 |
| | | 外装箱や内装部品の廃止 |
| | | 贈答箱の中仕切りの廃止 |
| | | 中箱の廃止 \rightarrow スリープインパウチ(袋と箱の特徴を持った新パッケージ) |
| | | 簡易(クラフト)包装 |
| | | 中台付函 \rightarrow 中台無仕様 |
| | | 中仕切別函 \rightarrow 中仕切一体式 |
| | | 折重部面積の短寸化 |
| | コートボールに印刷して、片面段ボールを貼合する仕様からG段へ直刷りする仕様への変更 | |
| | プラ・紙 | 商品ケース内へ入っていた注意書等の添付文書を廃止しケースそのものへ印刷し簡素化 |
| | | |
| コンパクト化 | 紙 | 紙カーターのブランク面積減(3~5%) |
| | | 贈答箱の空間率の低減(3%) |
| | | 身函=額フチ付10mm巾 \rightarrow 5mm巾 |
| | | 額フチ付5mm巾 \rightarrow 0mm巾 |
| | | 面積、重量削減(フラップ縮寸) |
| | | ティッシュ外箱の短寸化提案 |
| | プラ・紙 | 包装袋のシール幅を10mmから5mmへ変更することによる面積減(2~3%) |
| | | 5パック \times 2 \rightarrow 10パック \times 1(集合包装の形態変更) |
| | | 展示面積を確保しながら容器の薄型化などによる容積の減量 |
| | | ギフトケース等の空間率を極力なくする設計 |
| ◆リユース | | |
| | プラ | 台所洗剤用ボトル詰替えパウチ使用 |
| | | シャンプー、リンス等でのボトル詰替えパウチ使用 |
| | | 金属缶、ブロー容器のリフィールパウチへの置換(詰替え容器の使用) |
| | | チアーテナーGZ(パックインボックス)への置換(詰替え容器の使用) |

| 取組み内容 | 対象 | 具体的事例（主な内容を記載） | |
|--|---|---|---------------------------------|
| ◆リサイクル | | | |
| 易リサイクル化 | プラ | ハイバリヤPETフィルムへの切替え(プラスチック素材のみに統合) | |
| | | 紙 | アルミ貼合紙をグラビア印刷での代替 |
| | | | アルミ蒸着紙から印刷銀への変更 |
| | | | ラミネート紙の単紙化 |
| | | | PPを使用せずに水性ニスに変更し環境に配慮 |
| | | | 紙とフィルム複合仕様を紙仕様に変更 |
| | | | ミシン目、折り目やジッパーを入れる等でつぶしやすい容器への工夫 |
| | ラップなどのパッケージでのノコ刃の易分離 | | |
| | プラ・紙 | アルミ箔を透明蒸着フィルムに変更(ふた材、軟包装、液体紙容器) | |
| | | カップ容器のアルミ箔蓋材からプラ蓋材又は紙蓋材への変更 | |
| 単一素材への変更 接着剤を使わずに特殊ロック構造にすることで使用後簡単に分別可能 | | | |
| リサイクル素材の利用 | プラ | 再生PETボトル樹脂を吸湿剤容器に利用(PETボトルリサイクル推奨マーク) | |
| | | 再生プラスチックの使用 | |
| | 紙 | 再生パルプ含有板紙の使用(30~90%) | |
| | | 古紙配合率の高い板紙の使用 植物由来のニス塗料 | |
| リサイクル推進 | | 酒パックリサイクル促進協議会、LL紙パックリサイクル推進研究会、紙カップリサイクル促進会議での活動(会員各社との協働) | |
| | | 印刷工業会液体カートン部会7社によるアルミ付紙パックリサイクル推進活動 | |
| ◆その他 | | | |
| 生産工程 | プラ | 製造上出るロス(廃プラ)を8種類に分別し60%をリサイクルし、パレットを子会社で販売 | |
| | | 生産工場から発生する廃プラスチックは分別回収し、それぞれの有効なリサイクル素材へ転換 | |
| | | パレットストレッチフィルムの回収、再生化して再使用 | |
| | | オレフィン系プラスチックフィルムの回収促進により油化 | |
| | | プラスチックフィルム廃棄物→油化システム導入による重油精製 | |
| | | プラスチックの半数以上は油化処理を行い油に戻しコージェネにより自家発電(他はコンクリート原料) | |
| | | バイオプラスチックの利用 | |
| | | バイオマスPETボトル、バイオマスPE包材 | |
| | | プラスチック素材→バイオマス素材への取組み中(成形品) | |
| | | 建築資材等での缶容器からパウチ品への移行 | |
| | 紙 | クリアケースから紙ケースへの切替え | |
| | | 紅茶の小型金属缶の紙化(アルミ蒸着転写) | |
| | | プラスチック袋から紙袋への切替え | |
| | | 間伐材を含む紙を使用した紙コップの生産 | |
| | | 古紙を回収しオフィス用紙に再利用 | |
| | | ヤレ紙の繰返し使用 | |
| | | 古紙回収ベラーを利用して落丁後の用紙をリサイクルの資源にしている | |
| | | 古紙(厚紙と薄紙の分別)、段ボール、シールくず、木製パレット等の回収促進 | |
| | | 週2回古紙業者によるリサイクルルートの構築 | |
| | | GPマーク、環境ラベル、間伐材マーク、FSC認証マーク、バイオマスマーク等の表示 | |
| プラ・紙 | 菓子等のカートンの原紙に森林認証紙(PEFC, FSC)使用、チョコレート菓子カートン(PEFC CoC 認証ラベル)、プリン容器カートン(FSC CoC 認証ラベル)等 → 生物多様性対応 | | |
| | ベジタブルインキ、ライスインキの取組み | | |
| | ハイキ溶剤の再生化 | | |
| | 一枚刃加工などの加工寸法改良による総量削減 | | |
| | 環境配慮型パッケージ設計開発に目標を立てて取組む | | |
| | 環境に配慮した製品の開発提案 | | |
| | セメントの原燃料として使用しその灰をセメントの材料として利用 | | |
| | 物流工程 | 納品時の通箱の使用 | |
| | | 納品用外装箱の通箱化 | |
| | | パレットの一貫物流化 | |
| 包装材料出荷時に使用する梱包材料をダンボール+ポリエチレン内装からポリエチレン外装のみに変更(ダンボール資材の削減) | | | |
| 包装材料出荷時に使用する紙管をプラスチック製に切替え、回収/洗浄/再利用を実施 | | | |

4 アンケート集計結果と既存データとの比較

[指定法人の受託実績における日本印刷産業連合会傘団体加盟印刷業者の位置付け]

平成 22 年度の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会における特定事業者からの受託量(計画数量)は、紙製容器包装が 35,520 t、その他プラスチック製容器包装が 906,950 t となっている。

この数量以外は明確になっていないことから、以下の数値は推計値となる。

- 1) 特定包装を除いた特定容器は各々31,407 t、859,426 tと推計される
- 2) 製造事業者における特定容器の再商品化義務量は各々928 t、28,979 tと推計される
- 3) 日本印刷産業連合会の傘下の団体に加盟している印刷会社における特定容器の再商品化義務量は各々710 t、6,825 tであることから、製造業者に占める割合は各々76.5%、23.6%と推計される

なお、受託量はあくまでも計画数量であり、平成 22 年度の最終的な数量は変更される可能性がありその場合には上記推計値も変わる。

| | 再商品化義務量 (受託量) | 特定容器比率 | 特定容器再商品化義務量 | 業種別比率 | 業種別特定容器再商品化義務量 | 業種別特定容器製造比率 | 製造事業者業種別特定容器再商品化義務量 | 日印産連傘下団体への加盟印刷会社業種別再商品化義務量 | 日印産連傘下団体への加盟印刷会社の比率 |
|--------|------------------|--------|-------------|-------|----------------|-------------|---------------------|----------------------------|---------------------|
| | t/年 | % | t/年 | % | t/年 | % | t/年 | t/年 | % |
| 紙 | 35,520 | 88.42 | 31,407 | | 31,407 | | 928 | 710 | 76.5 |
| 食料品 | | | | 40.33 | 12,666 | 3.86 | 489 | 412 | 84.2 |
| 清涼飲料 | | | | 5.65 | 1,774 | 7.79 | 138 | 52 | 37.7 |
| 酒類 | | | | 3.16 | 992 | 6.72 | 67 | 67 | 101.1 |
| 石鹸・洗剤 | | | | 7.21 | 2,264 | 4.26 | 96 | 93 | 96.8 |
| 医薬品 | | | | 2.95 | 927 | 0.63 | 6 | 5 | 78.5 |
| 化粧品 | | | | 3.11 | 977 | 1.51 | 15 | 38 | 254.7 |
| 小売業 | | | | 11.78 | 3,700 | 0.83 | 31 | 10 | 31.7 |
| その他 | | | | 25.81 | 8,106 | 1.07 | 87 | 34 | 38.8 |
| プラスチック | 906,950 | 94.76 | 859,426 | | 859,426 | | 28,979 | 6,825 | 23.6 |
| 食料品 | | | | 49.90 | 428,853 | 3.81 | 16,339 | 5,292 | 32.4 |
| 清涼飲料 | | | | 5.03 | 43,229 | 2.77 | 1,197 | 191 | 15.9 |
| 酒類 | | | | 0.24 | 2,063 | 1.01 | 21 | 7 | 32.5 |
| 石鹸・洗剤 | | | | 6.35 | 54,574 | 11.37 | 6,205 | 722 | 11.6 |
| 医薬品 | | | | 2.16 | 18,564 | 1.12 | 208 | 47 | 22.8 |
| 化粧品 | | | | 4.99 | 42,885 | 5.78 | 2,479 | 450 | 18.1 |
| 小売業 | | | | 22.61 | 194,316 | 0.87 | 1,691 | 23 | 1.4 |
| その他 | | | | 8.72 | 74,942 | 1.12 | 839 | 93 | 11.1 |

※1：再商品化義務量(受託量)は、計画数量である。

5 日印産連傘下団体加盟印刷会社における公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への委託比率

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会における特定事業者からの受託量等の推移は以下の通りである。製造事業者における日印産連傘下団体への加盟印刷会社の比率については、各年度による変動はあるものの紙製については60%～90%程度、その他プラスチック製については20～25%程度になっている。

| | | 再商品化義務量 (受託量) | 特定容器比率 | 特定容器 再商品化義務量 | 製造事業者 業種別特定容器 再商品化義務量 | 日印産連傘下 団体への加盟 印刷会社業種別 再商品化義務量 | 日印産連傘下 団体への加盟 印刷会社の比率 |
|----------------|-----|------------------|--------|-----------------|-----------------------------|--|-----------------------------|
| | | t/年 | % | t/年 | t/年 | t/年 | % |
| 紙製 | 13年 | 90,044 | 87.42 | 78,716 | 2,161 | 1,811 | 83.8 |
| | 15年 | 56,203 | 86.07 | 48,374 | 1,737 | 1,323 | 76.2 |
| | 16年 | 63,982 | 84.05 | 53,777 | 2,200 | 1,362 | 61.9 |
| | 17年 | 72,580 | 84.30 | 61,185 | 2,186 | 1,453 | 66.5 |
| | 18年 | 41,749 | 85.81 | 35,825 | 1,026 | 763 | 74.4 |
| | 19年 | 56,364 | 87.13 | 49,110 | 1,250 | 1,039 | 83.1 |
| | 20年 | 32,064 | 88.52 | 28,383 | 691 | 590 | 85.5 |
| | 21年 | 33,934 | 89.70 | 30,439 | 825 | 727 | 88.1 |
| | 22年 | 35,520 | 88.42 | 31,407 | 928 | 710 | 76.5 |
| その他 プラスチック製 | 13年 | 256,428 | 92.91 | 238,247 | 7,199 | 1,862 | 25.9 |
| | 15年 | 441,559 | 92.25 | 407,338 | 14,926 | 3,779 | 25.3 |
| | 16年 | 546,635 | 91.97 | 502,740 | 21,224 | 4,648 | 21.9 |
| | 17年 | 658,282 | 91.83 | 604,500 | 19,546 | 4,186 | 21.4 |
| | 18年 | 670,482 | 92.70 | 621,537 | 15,234 | 3,019 | 19.8 |
| | 19年 | 802,036 | 91.69 | 735,387 | 24,090 | 6,277 | 26.1 |
| | 20年 | 863,547 | 92.39 | 797,831 | 25,546 | 6,435 | 25.2 |
| | 21年 | 853,581 | 93.72 | 799,976 | 22,793 | 5,675 | 24.9 |
| | 22年 | 906,950 | 94.76 | 859,426 | 28,979 | 6,825 | 23.6 |

※ 再商品化義務量は、13年～21年は各年度末の実績数値、22年は計画数値である。

6 日産連傘下団体加盟印刷会社における特定容器包装製造量の推移

アンケート調査を実施した年における日産連傘下団体へ加盟している印刷会社における特定容器包装の製造量の推移は以下の通りである。ただし、アンケート調査に回答のあった企業における製造量の合計であり、印刷業界全体の量を示すものではない。

22年度の製造量は、紙製が51万トン程度、その他プラスチック製が24万トン程度と見込まれ、経年変化では横ばい状態である。

| | 紙製 | | その他プラスチック製 | |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 製造量 (t/年) | 回答企業数 (社) | 製造量 (t/年) | 回答企業数 (社) |
| 13年 | 575,000 | 62 | 260,000 | 60 |
| 15年 | 567,000 | 55 | 293,000 | 53 |
| 16年 | 511,000 | 56 | 259,000 | 48 |
| 17年 | 527,000 | 97 | 299,000 | 77 |
| 18年 | 526,000 | 81 | 277,000 | 63 |
| 19年 | 467,000 | 70 | 270,000 | 62 |
| 20年 | 521,000 | 68 | 274,000 | 60 |
| 21年 | 582,000 | 80 | 258,000 | 59 |
| 22年 | 514,000 | 67 | 244,000 | 60 |

※アンケート回答企業における年間製造量である。

容器包装の製造に関する実態調査

平成22年9月
社団法人日本印刷産業連合会

1. アンケートの目的

平成20年4月より改正容器包装リサイクル法が完全施行となりました。印刷産業にとっても密接に関連する法律の一つであり、当連合会も積極的に対処していきます。

そこで、印刷産業における容器包装リサイクル法に対する意向・要望の集約、より正確な数量等を始めとした現況の把握、さらには各種データの蓄積を図るべく昨年に引き続き実態調査を実施します。

2. アンケートのご返送及びお問合せ

回答ご記入後のアンケートは、同封の返信用封筒又はFAXにて平成22年10月25日(月)迄にご返事頂きますようお願い致します。

アンケート票は下記HPよりダウンロード可能ですのでご利用いただいても結構です。また、返送に付きまして、下記メールアドレスへ送っていただいても結構です。

電子メールをご利用の場合は、恐縮ですが貴社名をファイル名にして送付をお願いします。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せ下さい。

《 ご返送及びお問合せ先 》

〒104-0041

東京都中央区新富1-16-8 日本印刷会館8F

社団法人 日本印刷産業連合会

TEL 03-3553-6051 FAX 03-3553-6079

担当 : 油井(ゆい)、坂本

HP : <http://www.jfpi.or.jp/>

メールアドレス : tsakamoto@jfpi.or.jp

■ 容器包装の再商品化義務量実態調査の重要性

平成 7 年に制定された容器包装リサイクル法は、平成 20 年 4 月から改正法が完全施行されました。また、その改正に際して紙製容器包装リサイクル推進協議会、PET ボトルリサイクル推進協議会、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会等の 8 団体より構成される 3 R 推進団体連絡会が「容器包装の 3 R 推進のための自主行動計画」を作成し 2010 年度を目標に具体的数値目標（下記表参照）を定め各種取組みを実施すると共に、毎年度その結果を報告しています。

また、「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が平成 20 年 3 月 25 日に閣議決定され、事業系ごみ並びに産業廃棄物の削減についても平成 27 年度を目標とした具体的な数値指標（事業系ごみ排出量約 20%削減、産業廃棄物の最終処分量約 60%削減）が定められるとともに一層の循環社会形成に向けた内容の充実・強化が図られました。

このように 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）については容器包装にかかわらず廃棄物全般について強化される方向で進んでいます。

当連合会では、毎年、印刷業界の容器包装リサイクル法に対する真摯な取り組み姿勢をアンケート調査結果報告書に取りまとめ国に報告しています。したがって、義務履行者に該当する会員企業においては正確な数字を把握することはもちろんのこと、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の着実な遂行が必要となります。

なお、本年の実態調査も国に報告いたしますので、正確な数字を記入していただくと共に必ずご返答いただきますようお願い致します。

| 対象 | 3 R | リデュース | リサイクル |
|-------------|-----|----------------------|-----------------|
| 紙製容器包装 | | 総量で2%削減 | 回収率20% |
| PET ボトル | | 2004年度実績比1本当り重量3%軽量化 | 回収率75%以上 |
| プラスチック製容器包装 | | 2004年度実績比3%削減 | 収集率75%以上(初年度設定) |

《3 団体のホームページ》

紙製容器包装リサイクル推進協議会：<http://www.kami-suisinkyoo.org>

PET ボトルリサイクル推進協議会：<http://www.petbottle-rec.gr.jp/top.html>

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会：<http://www.pprc.gr.jp>

■ アンケート結果について

本アンケートは、業界全体の実態についての調査であり、個別回答結果について公表することは一切ありません。

ただし、今後も行政によるただ乗り事業者対策については日印産連としても協力する方針であり、このような目的のためには今回のアンケート発送先等の情報開示は今後必要になる場合があります。

| | | | |
|----------------------|---|----------|--|
| 会 社 名 | | | |
| 所 在 地 | 〒 | | |
| 記 述 者 名 | | 記述者所属・役職 | |
| 所 属 団 体 | a. 印刷工業会 b. 全日本印刷工業組合連合会 c. 全国グラビア協同組合連合会 | | |
| 従 業 員 規 模 (選 択) | a. 5人以下 b. 6～20人 c. 21～100人 d. 100人超 | | |
| 21年度総売上高 (選 択) | a. 7千万円以下 b. 2億4千万円以下 c. 2億4千万円超 | | |

□ セクション1 (特定事業者の状況)

問1 貴社は容器包装リサイクル法に定める再商品化義務を負う特定事業者に当たりますか。該当するもの1つに○を付けて下さい。

- a. 該当する
b. 該当しない
c. わからない

→ セクション2 (再商品化 (リサイクル) 状況) へ!!

※特定事業者とは、以下の事業者をいいます。

- ・特定容器利用事業者：販売する商品について特定容器を用いる事業者
- ・特定容器製造等事業者：特定容器の製造などを行う事業者
- ・特定包装利用事業者：販売する商品に特定包装を用いる事業者

問2 問1で「b. 該当しない」に○を付けた方にお伺いいたします。

該当しない理由で当てはまるもの全てに○を付けて下さい。

- a. 特定容器の製造等を行っていない
b. 従業員数 (おおむね常時使用する従業員の数) が少ない
c. 21年度の総売上高が小さい
d. 容器包装メーカーからの受注が仕事の大半を占め指示された仕様通りに対応している
e. 一般家庭用のものは製造していない (業務用のものなどを製造)
f. その他 (具体的内容：)

特定事業者に該当しない方は問5へお進み下さい。

□ セクション2 (再商品化 (リサイクル) 状況)

以下の質問は問1で「a.該当する」又は「c.わからない」に○を付けた方にお伺いいたします。

ここでは数量等に関する質問になりますが、指定法人(財団法人 日本容器包装リサイクル協会)へ提出している書類(平成22年3月31日契約分)で以下の質問内容に該当する部分(実態調査の最終ページの見本1、見本2を参照)のコピーを添付していただければ、以下の数量は記入して頂かなくとも結構です。(できるだけコピー添付をお願いします。)

なお、以下の内容について記入した数値の整合が取れていることを再確認してください。

- ・ 納入業種区分の個別値の「集計値」 = 「合計値」 = 指定法人との「契約量」
- ・ 契約金額単価：紙製 16.0 円/kg、PET ボトル 4.2 円/kg、プラスチック製 53.2 円/kg

問3 貴社における再商品化義務量(特定事業者が再商品化しなければならない分別基準適合物の量)について製品納入業種区分別・製品種類別の数量を記述して下さい。

(単位：kg/年)

| 製品種類 納入業種区分 | 紙製容器包装※1 | プラスチック製容器包装 | | その他容器 |
|----------------|----------|-------------|---------|-------|
| | | PETボトル※2 | その他プラ※3 | |
| 食料品製造業 | | | | |
| 清涼飲料等製造業 | | | | |
| 酒類製造業 | | | | |
| 石鹼・塗料等製造業 | | | | |
| 医薬品製造業 | | | | |
| 化粧品等製造業 | | | | |
| 小売業 | | | | |
| その他製造業 | | | | |
| 合計 | | | | |

※1：主として紙製の容器包装(段ボールを主とするものとアルミ不使用の飲料容器を除く)

※2：主としてポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料、特定の調味料等を充てるためのもの)

※3：主としてプラスチック製の容器包装(飲料、特定の調味料等用PETボトルは除く)

問4 貴社における指定法人(財団法人 日本容器包装リサイクル協会)との契約状況について、製品種類別の契約量及び契約金額を記述して下さい。

| 内 容 | 製品種類 | 紙製容器包装※1 | プラスチック製容器包装 | | その他容器 |
|--------------|------|----------|-------------|---------|-------|
| | | | PETボトル※2 | その他プラ※3 | |
| 契 約 量 (kg/年) | | | | | |
| 契 約 金 額 円 | | | | | |

※1：主として紙製の容器包装(段ボールを主とするものとアルミ不使用の飲料容器を除く)

※2：主としてポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料、特定の調味料等を充てるためのもの)

※3：主としてプラスチック製の容器包装(飲料、特定の調味料等用PETボトルは除く)

□ セクション3 (3R・自由意見)

容器包装の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進すべく紙製容器包装リサイクル推進協議会、PETボトルリサイクル推進協議会、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会等の8団体より構成される3R推進団体連絡会が「容器包装の3R推進のための自主行動計画」を作成し具体的な取組みを行うと共に毎年度その結果を報告しているところです。

問5 昨年度調査に引続き、容器包装の3Rに関し直接的な顧客であるブランドオーナーやメーカー等からの問合せや指示等の有無について伺います。(前回報告頂いた企業におきましては新たな指示等について、今回始めて回答する企業におきましては過去における指示等についてお答え下さい。)

問合せや指示があったもので当てはまるもの全てに○を付けて、その具体的な内容を記載ください。なお、重量(g)や削減率(%)の具体的な数値、取組み等の具体的な内容で記載可能な範囲で詳細に記入いただければ幸いです。また、本件に関連した公表資料・パンフレット或いは公表可能な資料等あればその提供もお願いいたします。

◆リデュース

・軽量化・薄肉化

具体的内容(例:坪量ダウン、特殊な紙の使用、層構成の工夫による軽量化、樹脂使用量の削減等)

・簡素化

具体的内容(例:外装箱や内装部品の廃止、多重容器包装の改善等)

・コンパクト化

具体的内容(例:面積減(フラップ縮寸)、容積減(入れ方の工夫)等)

◆リユース

具体的内容(例:詰替え・付替え、繰返し使用、アフターユースパッケージ等)

◆リサイクル

・易リサイクル化

具体的内容（例：リサイクルしやすい素材の使用(脱アルミ等)、易分離・易解体構造等）

・リサイクル素材の利用

具体的内容（例：古紙の用途開発、再生プラスチックの使用等）

・リサイクル推進

具体的内容（例：リサイクルルートの構築、回収促進の取組み）

◆その他

具体的内容（例：バイオマス素材・エコ素材への転換、環境ラベル表示等）

問6 容器包装リサイクル法や業界団体等への意見・要望等について該当するものがあれば○（複数回答可）を付けて下さい。また、ご自由に意見・要望等を記述して下さい。

- a. 法律の有効性に疑問を感じる
- b. 受託・委託の関係が不明確である
- c. 再商品化義務量係数の見直しが必要である
- d. 契約金額が適正価格かどうか疑問を感じる
- e. 契約金用途等に関する情報公開が不十分である
- f. 自治体の積極的な対応が必要である

・自由意見・要望等ありましたら、ご自由に記入ください。

以上でアンケート調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

なお、本調査票は10月25日（月）までに返送下さいますようお願い申し上げます。

容り法対応研究会委員名簿

(順不同・敬称略)

- | | | | | | |
|---|-------|-------|--------------|---------------------|-----------|
| ① | 長谷川 浩 | 印刷工業会 | 大日本印刷(株) | 環境安全部 | シニアエキスパート |
| 2 | 横尾 耕一 | 印刷工業会 | 凸版印刷(株) | 生活環境事業本部 環境ビジネス部 | 部長環境担当 |
| 3 | 昼間 哲也 | 印刷工業会 | 共同印刷(株) | 技術統括本部 包材製品開発部 | 担当課長 |
| 4 | 山科 直利 | 印刷工業会 | 日本紙パック(株) | | 取締役 |
| 5 | 吉田 伸二 | 印刷工業会 | 印刷工業会 | | 業務部長 |
| 6 | 青柿 良和 | 全印工連 | 全日本印刷工業組合連合会 | 総務課 | 課長補佐 |
| 7 | 金岡 良延 | グラビア | (株)カナオカ | | 社長 |

○数字は座長

－非 売 品－
禁無断転載

平成22年度
容器包装リサイクル法に基づく
紙製・プラスチック製容器の再商品化実施状況
に関する調査報告書

発 行 平成23年2月
発行者 社団法人 日本印刷産業連合会
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8
電話 03-3553-6051 FAX 03-3553-6079
ホームページ <http://www.jfpi.or.jp>

2011.2 900

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



この印刷物は、グリーン基準に適合した印刷資材を使用して、グリーンプリンティング認定工場が印刷した環境配慮製品です。